

京都市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第49号）（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）

国民健康保険事業特別会計において、決算上剰余金を生じた場合に、当該剰余金の全部又は一部を京都市国民健康保険事業基金に編入することができることとする必要があるため、京都市国民健康保険事業基金条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第49号

京都市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険事業基金条例の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(歳計剰余金の編入)

第3条 各年度における国民健康保険事業特別会計において、決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。この場合において、編入する金額は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険事業基金条例の規定は、令和7年度の決算から適用する。

(保健福祉局福祉のまちづくり推進室)